

会 議 録

会議名 (審議会等名)	川西市環境保全審議会		
事務局 (担当課)	市民生活部 生活文化室 環境創造課 内線(2933)		
開催日時	平成17年11月16日(水) 18時00分～19時57分		
開催場所	川西市役所 4階 庁議室		
出席者	委員	竹岡委員(会長)、和田委員(副会長)、井口委員、木下委員、西田委員、 真砂委員、石津委員、河野委員、堀委員、黒田委員、北上委員、 小堀委員、畑尾委員	
	その他	(財)生活環境問題研究所 主任研究員 富田重之、谷田成司	
	事務局	市民生活部長 鎌足 博、生活文化室長 大槻嶽雄、 参事兼環境創造課長 福西義昭、課長補佐 八尾昭夫、 副主幹 中石好三、主査 岡崎健作、主任 山下晴子	
傍聴の可否	<input checked="" type="checkbox"/> ・不可・一部不可	傍聴者数	1 人
傍聴不可・一部不可の場合は、その理由			
会議次第	<ul style="list-style-type: none"> ・前回検討事項について報告 ・答申案について 		
会議結果	詳細は別紙審議経過のとおり		

審 議 経 過

事務局	<p>定刻になりましたので第4回川西市環境保全審議会を開会いたします。</p> <p>本日の出席者は、14名中13名でございます。和田副会長、木下委員、井口委員の皆様はまもなく到着される予定です。正式な欠席のご連絡をいただいておりますのは小泉委員でございます。過半数の出席をいただいておりますので、会議は成立していることをご報告します。</p> <p>それでは、以後の進行を会長の方で進めていただきますようお願いいたします。</p>
竹岡会長	<p>それでは、本日の資料の確認をしたいと思いますので、事務局お願いします。</p>
事務局	<p>本日の資料は、あらかじめお送りさせていただいておりますが、資料1として、前回に審議いただきました第16条以降のご意見と、考え方、条文案の修正を行ったものです。資料2は、環境基本条例の答申に向けてご用意させていただいた答申のたたき案です。資料3は、前回にご提案いただきました、環境基本条例の全体構成を図解したものです。</p> <p>不足分等がございましたら、お知らせください。</p>
竹岡会長	<p>ただ今、事務局から資料の確認が行われましたが、前回の審議の結果をまとめられました資料1につきまして、事務局から説明を聞き、それについて皆さんのご意見を聞いた後、資料2の答申案の審議に進みたいと思っています。</p> <p>それでは、資料1について事務局の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>それでは資料1についてご説明させていただきます。</p> <p>前は第16条からご審議いただきました。第16条の環境学習及び環境教育におきまして、民間団体の解釈について質問がありました。環境活動グループや自治会、町内会、商工会、商店会のような地域団体、経済団体を含めた、広義な意味の民間団体としております。</p> <p>次のページに移ります。第17条の市民活動で、市民活動の定義について質問がありましたが、市民、事業者、民間団体の行う環境保全活動としております。</p> <p>第18条の環境情報の収集と提供におきましては、市民が情報を得る権利を明確に書くべきというご意見がありました。これにつきましては、第3条の基本理念で全ての主体の参画と協働を明らかにしており、また、第7条の基本方針の第2項で市民、事業者の参画を求め、連携と協力を謳っておりますことを踏まえて、基本的な考え方としての情報の収集と提供を述べております。また、情報を得る権利については、別にそうした趣旨を扱う条例に譲るのが順当ではないかと考えております。</p> <p>次のページに移りまして、第19条の環境管理等の普及についてであります。環境マネジメントという言葉を使いやすくというご指摘をいただきました。普及啓発の段階で工夫をしたいと考えております。</p> <p>第20条の監視体制の整備等では戦略アセスとの関係、第13条の規制的措置等における同趣旨の文言があること、語尾の指摘がありました。ここでいう監視は水質、大気などの環境質の監視であり、環境アセスメントとは趣旨の異なるものであります。また、第13条における監視の文言の重複は、第13条において「公害の防止等、必要な規制の措置を講ずるものとする」とし、監視体制につきましては第20条にまとめることとしました。</p> <p>次にページを改めまして第21条の広域的連携ですが、第4条の市の責務におきまして、第4項に「国及び他の地方公共団体と連携して」と、同趣旨の表現がありまして、検討した結果、広い意味で含まれると考えられますので、第21条は削除することといたしました。</p> <p>次のページの第22条の環境審議会につきましては、市民の代表の明示、市民公募の明示などがございました。これにつきましては、次ページに考え方を述べておりますが、委員構成において第6項第2号で「市民または関係団体を代表するもの」と変えております。</p>

審 議 経 過

また、公募委員については、第5号で「その他市長の定める者」の中に公募も想定できますが、前回議論の中で、なかなか難しい課題があるにご指摘をいただきましたので、公募ということにこだわらず、広く市民の意見を反映できるよう配慮したいと考え、選出方法を明記する必要はないだろうと考えております。また、自己発意と建議についてもその可能性について意見がありましたが、附属機関である環境審議会の性格として執行機関からの諮問、審議、調査を経て答申という流れの中で行政執行に反映していくものであり、国や各自治体においてもこの基本的な考えに沿った規定となっております。

自己発意につきましても、環境基本条例という性格が環境を守り、継承していくために、市民、事業者、行政が参画と協働によって取り組んでいく基本原則を定めるものであることから、自己発意の規定が対象とする人権救済や市民の権利侵害を対象とする附属機関にも当たらないことから、自己発意の規定を明文化するのは、いかがなものかと考えられます。

そして、市民連署による建議につきましても、基本条例の性格が、環境を守り、執行権者としての市長と、行政サービスを受取る市民との関係等に係る条例でないことから、連署による行政執行を前提とした審議の要請も慎重に考えなければならぬものと考えます。むしろ、市民参画は第3条の基本理念、第5条の事業者の責務、第6条の市民の責務、第7条の基本方針、第15条の環境への負荷低減に貢献する製品等の利用促進、第17条の市民活動、第23条の推進及び調整体制の整備において規定を設けており、これらの規定を通じた市民からの問題定義に際しては、施策検討を経て、速やかに審議会での審議をさせていただくことから、建議等の規定は必要ないものと考えます。

なお、ご指摘のあった市民の環境上の権利侵害や苦情等につきましては、公害等紛争処理委員会が設けられており、同委員会において対応できるものと考えます。

ページを改めまして、第23条の推進体制及び調整体制の整備であります。市、事業者、市民の皆さんとの連携と協働体制を推進するための体制整備を進めていくことを述べています。

以上で資料1の説明を終わります。

竹岡会長

ありがとうございました。

前回の審議の結果を整理されまして、市の考え方も示されましたものについて、ご説明いただきました。この資料1についてご意見がございましたら、おっしゃってください。

黒田委員

忙しい中、まとめていただいて、早く資料をいただけて感謝しています。

2ページのところで前回意見を言わせてもらいましたが、市は、という文言の中の収集及び提供という言葉の使い方と、事業者や市民、市民団体等は公開をするものというような文言があるんですが、情報の提供と、公開との文言の違いについて再度お聞かせを願いますか。

事務局

市の方の情報の収集及び提供ですが、積極的に提供していくという趣旨での提供でございます。事業者につきましては公開していただくように理解を求めているという意味でございます。

黒田委員

使い方を分けてあるというのに、何か意味があるのかというところがお聞きしたいんです。

提供という部分と公開という部分の、イメージがあって、どちらかというところ、情報公開という言葉も最近使うようになって、比較的公開という方が少し強いのかなというイメージがあるんですが、そういうことではなく、今、積極的に提供するという意味合いだというふうに言われましたが、提供と公開という言葉を使い分けている何か意味合いがあるようでしたら、そのことについてお聞かせくだ

審 議 経 過

事務局	<p>さい。</p> <p>特に事業者の場合ですと、提供というよりは企業自身の情報を提供していただくということになります。なかなか難しいところもあります。ですから公開をお願いしたいということで進めています。</p> <p>ところが、市の方は公開は当然のことですので、提供を進めていくということです。</p>
竹岡会長	<p>提供の中にも、既に当然のこととして公開ということが含まれている、ということですね。</p>
黒田委員	<p>5ページの市民代表と公募という話が、前回も随分議論をされたんですが、6ページの左下側に、現状においては種々の課題があることを踏まえ、という文言があって、前回の議論のことを踏まえてということだと思いますが、この問題点、課題と言われている、公募してもなかなか人が集まらなかったというような問題だとか、市民の方が重なっていくということも、議論になったところですが、課題があることを踏まえて、今回公募限定にではなくて、課題を払拭していくという努力を行政側でしていただくということを踏まえてということです。</p> <p>今まさに、市民公募をしたときに、住民の皆さんがそこに応募をされない、という状況があるというふうなことを聞きますし、意見を募集したときもなかなか集まらないというようなことも聞くんですが、PRの仕方だとか、問題定義の仕方だとか、行政側がもっと十二分にアピールをしていって市民意識を高めていくという立場で、是非、課題があるということを踏まえという文言の中に、市民力を培っていく努力をしていっていただく方法を、考えて実行に移していただきたいというふうに願っています。</p>
竹岡会長	<p>資料1の修正になりますが、1ページの右の方の最後の行、市と協力して環境の保全と創造に関する知識や行動の普及に努めるとありますが、行動の普及というのは少し妙な言葉なので、環境の保全と創造に関する知識の普及、それから、「、」でも「や」でもいいですが、「行動の促進に努めるものとする」と、こんなふうにお直ししていただいたら結構かと思います。</p> <p>最後の環境審議会の構成のみで、市民の代表というのをどこかに入れるべきではないかという意見が前回ありまして、表現を工夫して書いていただいたらいいのではないかと思います。それに関しましては、黒田委員からの要望もありまして、このあたりは今日の議論の一つの要になると思います。</p> <p>それでは、前回の審議をまとめました資料1については、これで、皆さんからご意見を出していただいたということにいたしまして、皆さんから出ましたご意見は、これから審議することになるわけですが、答申案の方に反映させたいというふうに思っています。</p> <p>それでは、次の議題にあります。答申案の審議に進みたいと思います。答申案につきまして、事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>資料2と資料3をご覧ください。</p> <p>先に資料3を説明させていただきます。これは条例の構成を図示したものです。全体像がある程度ご理解いただけるかと思います。これを見ながら答申案をご検討いただければと思います。図中の丸数字は条番号です。</p> <p>それでは、資料2の答申案についてご説明させていただきます。</p> <p>1ページ目は、「環境基本条例のあり方について」と題した答申案の鑑です。この中では、答申の趣旨の理解と、環境基本計画の策定指示と計画素案の提示を求めています。</p> <p>次ページに移ります。ここは、答申内容の目次です。全体は第1章川西市環境基本条例制定の意義と題して、国及び川西市の環境問題の経緯と基本条例の必要</p>

審 議 経 過

性、制定の目的で構成し、第2章で、今までご審議いただいた条例の構成にほぼ沿って、その考え方を述べる構成としております。そして、付帯事項、審議経過、委員名簿の構成となっております。

次ページから答申の本編となっております、「川西市環境基本条例について」と題し、ページも1ページから12ページにわたる内容となっております。

1ページでは、第1章川西市環境基本条例制定の意義について、「1わが国における環境問題」を取り上げ、高度経済成長下における公害問題の発生と取り組みについて概略を述べ、大量生産、大量消費、大量廃棄というライフスタイルの変容がもたらした、様々な環境問題について地球環境の問題に及んできていることを述べています。

そして、国際的にも地域からの取り組みが地球環境問題の対策につながるという認識の下で環境への負荷の少ない、持続的発展が可能な社会に向けての取り組みが求められているという認識を述べております。

このページの3分の2あたりから、2として川西市の環境行政の経緯について、その概略を述べております。川西市の誕生から歴史的な事象、そして、今日の住宅都市として発展してきた経緯の中で、生活環境の改善と整備を目的とした、川西市環境保全条例の制定から、平成12年の川西市環境率先行動計画の策定、そして平成15年の第4次総合計画における環境共生都市が目標のひとつとして示されたことなどを述べております。

2ページ中程に移りまして、次に、3として環境基本条例の必要性を述べております。必要性のポイントを5点にして手短かに述べております。

①では、良好な地球環境の保全と創造から、地球環境の保全に貢献する総合的、体系的な施策を定めるための、基本となる条例が必要であること。②では、現状課題を踏まえて、基本理念を明らかにする必要があること。③では、市民、事業者、行政の協働しての取り組み姿勢。④として、環境基本計画の策定の義務づけ。⑤として、国県等の関連施策を踏まえた基本的な施策の方針を明らかにする必要性等を挙げております。

3ページに移ります。4として環境基本条例の目的を述べております。各種環境施策を総合的、体系的に推進し、良好な環境の保全と創造、地球環境の保全に貢献することを目的とすることを述べ、条例はその基本的な考え方や方向性を位置づけ、具体的な計画や施策のあり方を決めていくための指針となるものであり、理念条例であると位置づけております。このことから、基本理念に基づいて、連携を図りながら基本計画や個別の条例により、取り組むこととなることを述べております。

4ページに移ります。第2章として環境基本条例について述べております。1の前文におきましては、条例制定の背景や課題、望ましい環境像、取り組みのあり方などを手短かに述べております。

基本的には、市民の参画と協働により、人と自然の共生可能なまちづくりを目指し、次世代へ引き継いでいくため、制定するとしております。

2の環境の保全と創造に関する基本理念です。ここでは、市民、事業者、行政による協働の取り組みは、5つの理念に基づいて取り組むべきことを述べております。1点目は市、事業者、市民の協働と参画。2点目は、自然環境への配慮により、人と自然の共生を図ること。3点目は、暮らしやすい良好な環境の確保と次世代への継承。

5ページに移ります。4点目は、地域における歴史的、文化的環境の保全への配慮と次世代への継承。5点目は、環境資源の循環的利用により、持続的発展が可能な社会を目指し、地球環境の保全に貢献することです。

3の市、事業者、市民の責務に移ります。

ここでは、(1)として、市の責務について、4点を述べております。その1点目は、総合的な施策の策定と実施。2点目として、市が自ら行う事業での環境配慮と負荷低減の努力。3点目として総合的な調整と推進体制の整備。4点目として、国及び他の地方公共団体との連携について述べております。

審 議 経 過

(2)の事業者の責務でも4点述べております。1点目は、事業活動における公害の防止と負荷低減の措置であります。2点目は、廃棄物の抑制と省エネ、省資源による環境負荷の努力であります。3点目は、市の環境施策への参画と協力であります。6ページに移ります。4点目として、市及び市民と協働して地球環境保全への取り組み努力を求めるものであります。

(3)は市民の責務であります。ここでも、4点述べております。1点目は、日常生活における環境への負荷低減の努力。2点目は廃棄物の抑制と資源、エネルギー等の有効利用。3点目は、環境の保全と創造への取り組みと、市の施策への参画と協力。4点目は市民相互に、そして市及び事業者と協力して地球環境保全のための活動であります。

4は環境の保全と創造に関する基本方針です。ここでは、4つの事項を基本方針として総合的かつ計画的に進めることを求めています。4つの基本方針は、第1に、自然環境の適正保全と、人と自然との共生。第2として、公害を防ぎ良好な生活環境の保全。第3に、良好な都市景観の形成と歴史的、文化的環境の保全及び活用による快適な都市環境の創造。第4として、廃棄物、エネルギーの消費などの抑制を通じ、地球環境の保全を推進すること。以上の4点であります。施策の策定実施に当たっては、市民及び事業者の日常的な努力の不可欠なことを認識して、広く市民、事業者の参画を求め、連携、協力体制の下に行わなければならないことを求めています。

7ページに移ります。5は環境基本計画の策定等であります。環境基本計画の策定を市に義務づけ、総合計画に基づく各行政計画を環境の視点から横断的に関連づけるものと位置づけております。そして、環境基本計画には3つの事項を定めるものとし、そのひとつに環境の保全と施策に関する目標と施策の大綱。その2として、市、市民、事業者の環境配慮指針の策定。その3として、総合的、計画的推進するための必要な事項などであります。

また、計画の策定や変更においては、市民の意見の反映と環境審議会の意見を聴き、公表の義務を規定する必要を述べております。さらに(2)として、基本計画の進行管理を図る意味で、年次報告の作成と公表をするものとし、年次報告については、市民等の意見を聴く機会を設け、川西市環境審議会への報告についても求めています。

また(3)として、市における環境部局以外の施策や計画においても、環境基本計画との整合性を図る必要性を述べております。

6の環境配慮指針に移ります。これは、市民、事業者、行政がそれぞれの立場で環境への取り組みの全体の方向性を大枠で示すものとして位置づけております。市においては、行政活動を環境配慮指針に適合させることを、8ページに移りまして、市民及び事業者においては、社会経済活動や、生活様式において、環境配慮指針への適合に努める必要があることを指摘しております。

7の規制措置では、市が公害防止等のために規制の措置を講ずる必要があること、また、必要に応じて利害関係者との協議、指導、助言をすることを指摘しております。

8の財政・経済的措置におきましては、市が環境の保全と創造に関する施策を推進していくために、財政的措置を含む経済的措置などの研究を行い、必要があるときはその措置を講ずるように努めることを示しております。また、市民及び事業者の環境への負荷低減などの活動を促進するために必要があるときは、経済的な助成、もしくは経済的な負担などを必要な措置について講ずるよう努めることを述べております。

9の環境への負荷低減に資する製品等の利用促進におきましては、資源の循環的な利用や、廃棄物の減量促進などの環境への負荷低減を促進する製品、役務の利用が促進されるようそれぞれが取り組むべきことを述べております。

10の市民、事業者の取組促進であります。ここでは、環境問題への取り組みは日常のライフスタイルの変革が求められていることから、自発的な取り組みを促進するため、施策の必要を述べ、(1)で環境学習及び環境教育において、①

審 議 経 過

として市が市民、事業者の取組意欲増進に向けて、教育学習の振興と広報活動の取組が大切であること。そして、②として市民及び事業者も学習への取組を求めるなどを述べております。

(2)で市民活動として、①市民、事業者及び民間団体の行う自主的な環境に資する活動の促進に努めること。②で市民及び事業者等が市と協働して取り組む努力を求めています。

(3)で環境情報の提供について、①に市の情報収集と提供の努力。②に事業者から製品の環境への負荷に関する情報や事業活動に伴う環境情報の公開の努力。③に市民等が得られた情報の公開の努力を求めています。

(4)では環境管理の普及について、①として市が自らの施策の実施に当たっては、成果の点検、評価、改善を行うこと。②として市民、事業者への普及の努力。③事業者の取り組み努力を求めています。

1 1は、監視体制の整備です。ここでは、市が環境の状況等の監視測定などの体制整備を行うことを求めています。

1 2は、環境審議会についてであります。環境基本法第44条に基づき、川西市環境審議会を置く必要のあること。審議会の役割として、環境基本計画やその他重要事項について、市長の諮問に応じて答申すること、などを述べております。

1 3は、推進及び調整体制の整備であります。市は、市民、事業者等と連携して取り組みを推進できるよう、推進体制を整備するよう求めています。

次に付帯事項として、環境影響評価について述べております。審議会での審議において意見が交わされた状況を述べ、他市においても十分な体制が取れていない状況に鑑み、市としては導入効果など、引き続き検討を重ねていく重要性を述べております。

1 1 ページは、本日までの環境保全審議会の審議経過を記しております。

平成15年6月26日に、新しい課題に適応した環境施策のあり方について諮問を行い、その間、策定手法の検討、市民意見等の抽出、地区環境市民会議を開し、課題の収集、市内環境関連施策等のアンケートなどを行っております。

平成17年2月18日に、市民から出された課題などを整理の上報告いたし、審議いただきました。そして、さらに広く市民の意見を聴くことと指摘をいただき、事業者、農業者や環境グループなどのアンケート調査を行いました。

平成17年9月16日に、これらアンケートの結果をご報告し、計画の位置づけ、環境の範囲、条例の基本的な項目などの審議をいただきました。

平成17年10月13日に、環境基本条例の各条項の考え方についてご審議いただき、引き続き10月28日にも継続して審議いただいております。

そして、本日11月16日諮問事項のうち、環境基本条例についての答申について、ご審議いただいているということでもあります。

最終の12ページは、ご審議いただきました川西市環境保全審議会委員の皆様、平成17年11月16日現在の名簿でございます。

以上で答申案の説明を終わります。よろしくご審議いただきますようお願いいたします。

竹岡会長

ありがとうございました。事務局の説明が終わりました。

基本的には、これまでの審議に即して答申案ができておるように感じておりますが、順を追って検討してまいりたいと思います。

まず、表紙の鑑文についてはご意見ございますでしょうか。

黒田委員

議論の中でも意見を言わせていただいておりますので、その部分も伝わっていくのかなと思うんですが、これから環境条例もできて、基本計画もつくっていきこうというふうなことになっていくんですが、市民の声を十分に聞いていただくという作業を第一にさせていただきたいと思っています。

この計画を実施していくときには、もちろん市側としては、前向きな姿勢というのは計画段階から入っておられるので、十二分にやっていただくことは百も承

審 議 経 過

	<p>知ですが、市民も自ら参加をしていく計画だというような実感できるものにしていくためには、公開をしていくとか、PRをしていくということも含めて、文言の中にも協働と参画という言葉がありました。そのことを大切に策定、協議を進めていただきたい、というような文言を入れていただけたらと、希望をしています。</p>
竹岡会長	<p>鑑文のどこかにですか？ どこに、どの文言を入れたらいいのか、具体的にお話しただけでしたら、一層つくりやすいと思うのですが、ご意見ございませんか。</p>
黒田委員	<p>3行目の貴職におかれましては、答申の趣旨をご理解賜り、早期に環境基本条例を制定される、というところと、今後、環境基本計画の策定業務を進め、という二つのところにかかるように、市民の声を十分聞いて自らの計画だと実感できるものという、これはあまりにも言葉として柔らかすぎるのであれば、協働と参画という言葉が後から文言として出てきますので、その言葉をうまく、条例制定と策定業務を進めるという文言にかけていただいても結構です。</p>
小堀委員	<p>事務局として答申があった後、どういう計画を考えておられるのか、それを聞かせていただいたらどうでしょうか。</p>
竹岡会長	<p>答申文を最終的に作成して、市長にお渡ししますね、そのあとのことですか。</p>
小堀委員	<p>そのあと、事務局として、当然、条例案を作られますね、その条例案文について、もちろん条例ですから議会の議決がいますから、議会にお出しになるその間、住民に対するパブリックコメントみたいなものとかをされるのか、パブリックコメントでなくても結構ですけど、公開されるのか。そのへんの事務局の答申されたあとをお聞きしたい。</p>
事務局	<p>条例案につきましては、答申を頂きましたら、それを元に法制等と条文案の構成内容について精査し、条文の案文を作成いたしまして、1月から2月頃には議会に提案をさせていただき、3月の市議会において議論いただいた上で、成立をさせていただけたらと考えています。</p> <p>基本条例につきましては、環境施策に係る憲法的な理念の条例ですので、各自治体とも、ほぼ似通った内容になってございます。</p> <p>この制定につきましては、去年の11月以降、市民の皆さんのご意見や、あるいはアンケート等で市内の事業者、農業団体、環境グループ等の意見もお聞かせいただいた上で、作成案を練ってきたものです。この理念条例を具体化をしていきますのが、基本計画ということになっておりまして、この条例においても基本計画を制定するということになっております。この条例について、答申いただきましたら、それについて基本計画についての原案を提示させていただき、具体的なご意見を賜りたいと考えております。</p> <p>その大まかな方向性が出ました段階で、再度住民の皆さんとともに、議論いただく場を設定させていただきたい。そういった住民の参画と協働の中で、基本計画をつくらせていただきまして、骨格となる条例、それに枝葉となる計画がワンセットになりまして、環境基本施策が出来上がってまいるのでないかというように考えています。</p> <p>この件につきましては、条例と基本計画が一体となりまして、環境基本施策ということになっておりますので、骨格となる条例につきましては、先ほど説明いたしましたように、住民の皆さんの意見をお伺いする中で、制定もし、各自治体とほぼ同様の内容となっておりますので、これについてパブリックコメントということではなく、これに具体的な川西市としての環境の特性だとか、いろんな面で反映をする基本計画の段階でパブリックコメントということではなしに、直に環</p>

審 議 経 過

	<p>境市民会議等を開かせていただいて、市民の皆さんの意見を直にお伺いする、そういった機会を設けて、市民のご意見を反映させていただきたいと考えています。</p>
竹岡会長	<p>市民の意見を聞くというのはいつの段階ですか。</p>
事務局	<p>基本計画策定の段階です。</p>
竹岡会長	<p>この環境基本条例の策定の段階ではないんですね。</p>
事務局	<p>基本条例につきましては、具体的な審議の前に市民会議等を開き、2月18日の審議会以降、アンケートですとかそういったかたちで、より広くいろんなご意見を賜ってまいりまして、骨格についてはそういったものも生かしつつ、他市の似た自治体と基本的には大きなブレのない案文をご審議いただきました。これ以降については川西市としての特性が具体的に入ってくると思いますので、その段階では再度、市民のご意見を伺った上で、基本計画策定に向けて作業していきたいと考えています。</p>
竹岡会長	<p>そうすると、黒田委員の発言を生かして、どこに入れることにしたらいいでしょうね。</p> <p>これまで、既に審議会を始める前に市役所の方で、各地で市民の意見を十分聴いた上、審議会を何回も開いて慎重に討議をした結果、こういう結論が出たと。その辺りは少し補って、市民の意見はそこで十分に聴いたということになりますが、黒田委員の意見はさらに、市長宛に、早期に基本条例を制定されると、そこに「市民の十分な意見を聞いて準備を進める」を入れますと、屋上屋を重ねるような気持ちになりますので、その後の、「今後の環境基本計画の策定を進め」というところに、もし入れるとしたら、入れていただくのが一番いいのではなからうかと思いますが。</p>
黒田委員	<p>先ほどの市民公募という話もありましたが、市民の方たちに川西の環境を守っていく主人公になっていってもらわなくてはならないということは、一番最初の話のときにも出てきましたし、私もそう願っているところです。</p> <p>今、事務局の方から、事前にアンケートを取ったりとか、市民会議の中で十分な意見を聴いたというふうなことがあったんですが、そこに参加をされている人数だとか、回数だとかは十分だと言えるのかどうかということ、少し私個人としては疑問が残っているところです。</p> <p>自ら様々な議論に入っていくということが、自分も責任を持って何か活動していくということに繋がっていくのではないかなと、いうふうに理解をしていますので、是非、環境基本条例も役所のホームページなどで公開をさせていただいて、市民に親しんでいただくという段階でもいいと思うんですね。意見まで聞けなくても、こういう答申がでましたよ、ということはPRもしてもらって、これから環境基本計画を策定していくときには、環境市民会議という話が出ましたけど、是非そこにたくさんの方が来ていただいて、より実効性のある市民も事業者も行政の場も、対等な立場でこれから計画をつくっていきましようという立場を、もっとPRをしていただきたいというふうに思っています。</p>
竹岡会長	<p>そういう基本的な考え方は、皆さん良くおわかりになっていると思いますが、市長に差し出す答申案の鑑文につける文章ですね、そこをどんなふうにするべきなのかということ、今、集中的に審議したいと思いますが。</p>
畑尾委員	<p>今、二つの問題があるかと思いますが。</p> <p>環境基本条例について、今後市民の意見を直接聴くかどうかということについては、事務局がお答えしたと。これにつきましては、制定前に市民の意見をお聴</p>

審 議 経 過

	<p>きして、それに基づいて案をつくって、この審議会でご審議いただき、答申をいただいた。ですから、次の段階は、市民の代表である市議会でご審議をいただくと、それでいいのではないかというのが事務局の答えです。</p> <p>そして、その次にくる環境基本計画については、市民の意見を聴くと。したがって、この文章につきましては、3行目はこのままにしておいて、4行目の、今後、環境基本計画の策定業務を進め、そこに市民の意見を聞くという趣旨を入れて、そして、具体的な案文としまして、これがいいかどうかは分かりませんが、「今後市民の参画と協働の下に、環境基本計画の策定業務を進め」というような、文面を入れると黒田委員のおっしゃっているものにより近くなるのではないかなと、そんな感じに思っています。</p>
竹岡会長	<p>私としては、その意見に賛成したいと思っています。</p>
小堀委員	<p>黒田委員がおっしゃっている部分ですが、当然、条例案というのが、法制の方と審議されて出来上がっていくんですが、議会に提出されて審議されるんですが、そのときにホームページなんかで公開されるというようなことはないんですか。議会の方に先に出すルールになっているのか、ホームページに出すタイミングというのがあると思うんですが。議会の方に提案されると同時に、ホームページにお出しになるのか。もし、公開されるのであれば、公開という言葉が条例案ができた段階で公開するというような文言を入れておくといいのでは。</p>
西田委員	<p>3行目からの環境基本条例の制定のところ、市民からの意見を聴くという話は、確か前回の審議会でも、皆さんの賛否を採って、それはしないという方向であったように私は記憶しています。違うかもしれませんが。</p> <p>市民の参画というのは、環境基本計画については、あった方がはっきりするからいいんじゃないかと思います。</p> <p>環境基本条例については、黒田委員のおっしゃった、市民のPRを図るのは、一番最後の付帯事項について、そういうような内容はもっとはっきりと、ここには全然入っていませんので、折角の答申案で、条例を策定、制定していくわけですから、環境についての基本的な考え方ですので、周知徹底するということですかね、PRして、書いてある条例の内容を、市民に理解していただく、そしてそれを行動に移していただく、そういうようなことが非常に重要だと思います。そういう必要性が、前回こういう構成図をつくって欲しいということで、これが条例の全体像が理解しやすいということで、この「川西市環境基本条例の構成図」を付けて市民の皆さんにPRしていったらというようなことを、付帯事項に追加していただいたらどうかと。</p>
竹岡会長	<p>西田委員の問題提起に関しましては、最後の付則のところ、改めて審議をしたいと思います。付帯事項のところですね。</p> <p>だいたい黒田委員、畑尾委員、西田委員のご意見は収斂されたというふうに思います。どういうふうに、どういう文言を加えたらいいかはわかりになりますね。そういうことで鑑文については審議を終わることにいたします。</p> <p>次に資料2の第1章と、第2章に分けて審議したいと思いますが、資料2の第1章、1ページから3ページまでにつきまして、ご意見をおっしゃってください。この部分は我々の審議の対象にはなっておりませんが、これまでの委員会でも資料として提出されたものであります。第1章、資料2の1ページから3ページまで、まずご意見をおっしゃってください。</p>
黒田委員	<p>1ページの、わが国における環境問題という部分の、6行目からなんですが、大量生産、大量消費、大量廃棄社会の到来がもたらしたライフスタイルの変容が、という文言の途中に、国民の日常生活や通常の事業活動そのものが環境負荷の原因となっており、私たち自身が加害者であり、という文言があるんですが、そう</p>

審 議 経 過

	<p>いう意味合いではきっとないというふうに理解できるんですが、国民の責任という部分がクローズアップされているかなど。大量生産、大量消費、大量廃棄社会というのは、国の経済施策の最たるものの中に、私たち国民は乗っかってきたという部分があります。もちろん、私たち自身が加害者であり、同時に被害者でもあるという新たな環境問題を生じています、というところについては、異存はないですが、さらりと読むと、国民の責任だけが強調されているような文章になっているのではないかとというふうにとってしまっただけです。4ページのところに同じような文言が、行をあげた後の7行目のところにも、大量生産、大量消費、大量廃棄型の経済活動やライフスタイルの変化は、というような文言があるんです。国民のという言葉をし少し柔らかくというか、この4ページと文章を合わせていただいて、国民のという強調部分を少し取っていただけたら、すごくいい文言になるのではないかな、と思っているのと、二つめは、2ページの3の③市民、事業者、そして行政が、という文言が、これからもあちらこちらに、3つの市民、事業者、行政、市というような文言が、順番がいつもバラバラで出てくるんですね。これについては前回の議論の中で、市、行政というのを前に持ってきてはどうかという議論がありましたので、かなりあちらこちらで、ばらけていرونなどところに出てきますので、統一をした方がいいのではないかなというふうに思っています。</p>
竹岡会長	<p>まず、1ページの6行目あたりの、国民の日常生活や通常の事業活動そのものが云々、というところですが、国民という言葉を取った方がいいのではないかと、いうご意見ですが、これは取っても分かりますけどね。日常生活を営んでいるのは国民であり、市民であり、住民でありますから、事業活動というのは、事業者が行うわけですから、私たち市民が加害者であり、同時に被害者であるということでもいいと思いますけども。</p>
小堀委員	<p>第1章の1と2ですね、もう少し簡単にして文字を少なくして、前書きにしていいただけたらどうか。第1章というのは、3と4が第1章、前書きの最後に2ページの3のところ、このことからというのが入ってますでしょ。前書きの最後に、これらのことから、川西市には環境基本条例の制定が必要と考える、みたいな感じで締めくくっていただいて、前書きにしていいただけたらどうかと思いました。</p>
竹岡会長	<p>第1章の環境基本条例制定の意義も、1わが国における環境問題、川西市の環境行政の経緯というところを、もう少し簡単にしていいただけたらどうか、というご意見です。</p>
小堀委員	<p>それと関連して第1章が、3から始まりますので、3のところの表題を、環境基本条例制定の理由というようにして、①、②、③って入るような感じですね。</p>
和田副会長	<p>必要だというか、必要性を箇条書きに書いてあるんですね。どういう背景が必要なのかということがいりますので、背景というのを前書きで書ききれぬか、そのへんが議論になるところですね。だから第1章1、2というのは、環境問題の全体像を書いて、川西市はこういうふう環境行政をやっている、それで行政の中に必要になってきた、という流れにして考えれば…。</p>
竹岡会長	<p>環境基本条例の必要とする理由の背景を、この1番と2番に書いたものではないかと。これはあつた方がいいのではないかとというご意見です。 私が見ましたところ、第1章の1と2は、文章が良く整っていないところがありますね。もうちょっと主語が分からなかったというところがあつたりして、文章をもう少し推敲していただき、いい文章にしていいただきましたら、この第1章の環境基本条例の必要とした背景が良く分かるのではないかと、こんなふうに考</p>

審 議 経 過

	<p>えております。</p> <p>それではもう少し文章を推考していただき、いい文章にさせていただいて、この1番2番をまとめていただきたいと思います。その際、各委員から出ました意見を反映させていただいたら結構かと思います。</p>
北上委員	<p>言葉遣いの問題なんですけど、人権の問題かなと思うんですけど、わが国におけるというわが国という言葉なんですけど、川西市民の中には、外国籍市民もおられるわけなんですけど、その場合、わが国という言葉遣いは適切かどうかということが疑問なんです。</p> <p>わが国という言葉について、以前そういう指摘を外国籍の知人から受けたことがありますけど、若干こだわりがあるんですけど、日本における環境問題とか、日本社会におけるとか、そういう方が、川西市の全ての市民ということからすれば、より相応しい言葉遣いかなと思います。</p>
畑尾委員	<p>北上委員がおっしゃったとおり、訂正した方がいいように思います。</p>
竹岡会長	<p>わかりました。それではもう一度言っていただけますか。事務局に分かるように。</p>
北上委員	<p>日本におけるとか、日本社会におけると言った方がよろしいでしょうか。</p> <p>その1行目のわが国はとありますが、「日本社会は1960年代の」とした方がいいんじゃないかと思うんですけど。わが家とか、わが街とかいうのは普通に使いますが、わが国というのは政治経済の言葉というか、配慮する必要があるのかなと思います。</p>
竹岡会長	<p>資料2の第2章にまいります。環境基本条例について、1の前文以下であります。4ページから10ページですか。この部分は、これまで十分我々も審議会での審議の対象になってきたものでありますので、なるべく字句の追加、修正、削除等で済ませていただければ大変有り難いと思います。それでも大事なことが落ちていると感じられることがあったりしましたら、その点につきましてもご遠慮なくおっしゃってくださいたら結構です。</p>
河野委員	<p>4ページの前文ですが、真ん中あたりの、しかし、高度成長期に入り生活を取り巻くという文章なんですけど、着実に改善されてきましたとありますけれども、2ページ目のところを読むと、まだまだ課題は抱えているものの、生活環境の改善と整備に努めてきましたとありまして、改善されてきましたといたら、良くなったのかなと捉えられてしまいますし、何が改善されたのかこの文章でははっきりしないので、私の意見としたら、様々な取り組みが施されてきました。また、近年になってというところで、前の問題もまだ完全に解決していないということで、今こそっていうのは、近年になってという文章の前の部分を含めて、これからも改善していくということにしたらどうかと思います。</p>
竹岡会長	<p>4ページの、しかし、高度成長期に入りとありますが、ここも高度経済成長期と書いていただくのがいいと思いますが、「生活を取り巻く環境が大きく変容、生活環境の変遷に対して」と、ちょっと文章が整っておりませんので、「大きく変容しました、そして、生活環境の変遷に対しては、様々な取り組みがなされ、その改善と整備に努めてきました」というような文章でよろしいでしょうか。</p>
和田副会長	<p>一番最初の川西市の将来、市というのは非常に大きな重みがありますので、「私たちのまち川西は」と、愛称で書いてあると思うんです。「私たちのまち川西市は」という「市」はある方がいいと思うんです。4ページの5行目ぐらいに、「私たちのまち川西市は」というか、「市」を除いてあるんです。「市」を入れた方が、</p>

審 議 経 過

石津委員	<p>「市」というのは、重みがあるんです。「市」があるのとないのとでは、全体を表すイメージが違うと思うんです。</p> <p>5ページのところですが、ここのは、4ページの2というところからずっとなんですが、「～こと」、「～こと」、という感じでまとめてきてるんですけど、5ページの事業者の責務というところですね、その1番の最後のところ、「講じなければならないこと」と、それも「こと」を入れておいた方がいいと思います。</p>
竹岡会長	<p>(2)の事業者の責務の①の最後のところ、「講じなければならない」、これもあわせて「講じなければならないこと」、というふうにしてください。</p>
小堀委員	<p>4ページの第2章、1行目の「環境基本条例について」ということなんですが、1前文から各条文の考え方を述べられているんですね。第2章と前文の間に、「各条文の考え方は次のとおりとする」というような、そういう言葉があるんじゃないかなと思ったんですけど。</p> <p>ただ、言葉を考えて欲しいんですけど、条文の項目ごとに書いておられる訳じゃないんですね。2つ3つも、条文をまとめて表題にされているのもあるんですね。その言葉を入れておかないと、この第2章が一体何を言っているのかということが、分かりにくいかなと思ったんですけど。</p>
竹岡会長	<p>これは前文では、こういうことを書きますよということですね。どこの部分に今おっしゃったことを。</p>
小堀委員	<p>1の前文、2の環境の保全と創造に関する基本理念、こういうものについては、各条文の考え方を書かれているんですね。だから、そういう「各条文の考えとは次のとおりとする」というような言葉を、第2章環境基本条例についてという表題の下に書いておかなければ、1の前文とか、2の環境の保全と創造に関する基本理念も文言が一体何を言っているのか、はっきりしないのではないかなと思ったんですけど。これは何を言っているのかということを書いておかないと。</p>
事務局	<p>1の前文と第2章の間に、「環境基本条例の考え方は次のとおりとする」という一文を入れたらどうかなと思います。</p>
河野委員	<p>10ページのところなんですが、上から途中3の間に、資料1の5ページの6以下は入るのかなと思っていたんですけど、入っていないのは何か理由があるんですか。</p>
竹岡会長	<p>何が入るべきだと？</p>
河野委員	<p>委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱するという。</p>
竹岡会長	<p>環境審議会の構成ですか。9ページの終わりから始まります、環境審議会について説明されたところで、環境審議会の構成が書かれていないのはどうしてだろうかと、書いていた方がいいのではなからうかというようなご意見です。</p>
事務局	<p>答申につきましては、基本的な考え方でいいのではないかなと思っておりまして、構成等につきましては条例案文といたしまして、議会に上程させていただきますので、そこで十分もんでいただければと思いますが、答申の基本的な部分といたしましては、審議会の目的なりでいいのではないかなと思っておりました。</p>
竹岡会長	<p>答申文としては、このままにしておいて、環境審議会の構成については、別の</p>

審 議 経 過

西田委員	<p>ところできちんと提案をして議論をしていただくというような計画のようです。</p> <p>前文の件ですが、4ページの最初の4行の後に、1の表題が入ってくるようにしたらいかがでしょうか。条例の前文というか、1行空いた下のところから入るわけですね。「私たちのまち」、というところが前文ですね。前文がここに来て、その上の4行というのが、先ほど話された考え方になると思います。文章の構成を考えますと、表題の位置をちょっと変えていただいたらと思います。</p>
黒田委員	<p>確認をしていただきたいのが、5ページの「3 市、事業者、市民の責務」という部分の(1)市の責務という言葉のところの、「③市は環境の保全及び創造に関する施策を総合的に調整し、及び推進するため、必要な体制を整備しなければならない」という言葉の中に、市民参画、事業者が参画するというのを、市としてはきちんと努力をなささいという中身を、ここには含んでいると理解しているのかということが1点。</p> <p>それから、7ページの「5 環境基本計画の策定等」の「②市、事業者及び市民が、健康で豊かな環境の保全と創造のために行動する」という文言ですが、最初の条例を制定するときという文言の中には、健康で文化的なということが、2ページの3、①のところに、「健康で文化的な生活を営むことができる良好な地域環境の保全と創造を目的とする」という言葉が載ってますので、「健康で豊かな環境の保全」という短くくりではなくて、そのまま市民が健康で文化的な生活を営むことができる良好な地域環境の保全と創造のために行動するというような言葉に、丁寧に置き換えた方がいいのではないかなと思っています。</p> <p>それから次のページ、8ページが一番最後の行の、「市と協力して」という、ここに協力という言葉があるんですが、他はだいたい全て協働という言葉になっているので、やっぱり協働の方がいいのではないかなと思っています。</p> <p>同じ8ページの「8 財政・経済的措置」というところですが、前回も意見としては述べさせてもらったんですが、「市は、環境の保全」という、上の3行だけでいいのではないかなと。下の3行はなくてもいいのではないかなというふうに思うのですが。これは意見ですので、皆さんの意見で決めていただいたら結構です。</p>
竹岡会長	<p>たくさん意見が出ましたので、忘れてしまいました。</p>
黒田委員	<p>5ページの3の③です。市の責務に市民や事業者の参画と協働をできるように、市は責任を負いなさいという中身が、この③の中に含まれているか否か。</p>
事務局	<p>先ほどのご指摘でございますが、③の市、事業者、市民の責務の中で、「とりわけ」という段落がございます。この中に最終段落のところに、「川西市民として自主的、積極的に参画、協働して以下の事項に取り組んでいく必要があります」と、以下のこととありますので、あえて載せる必要はないのかなという気がしておりますが、いかがでしょうか。</p>
竹岡会長	<p>そういうことですが、次にいきましょう。この次の質問は何でしたか。</p>
黒田委員	<p>7ページの5の②市、事業者及び市民が、健康で豊かな環境の保全という文言で、短く括られているんですが、2ページだとか、一番最初のこの基本条例の中身の目的という部分で、市民が健康で文化的な生活を営むことができる良好な地域環境の保全と創造というようなことで、とても丁寧に書かれているので、そのまま長い文章の中でここも括ったらどうかなという意見です。</p>
竹岡会長	<p>5の②に、「健康で豊かな環境の保全と創造のために行動する上において」と書いてありますが、それを別のところで書くということですか。</p>

審 議 経 過

黒田委員	2ページの環境基本条例の必要性という文言の中だとか、3ページの「市民が健康で文化的な生活を営むことができる、良好な地域環境の保全と創造」というふうなかたちで、2カ所でもとても丁寧に文面としては書かれているんですね、基本条例の目的という部分で。ですので、環境配慮指針ということでも同じ目的であると思いますので、そこがより丁寧に文言としては書かれてもいいのではないかなと思っています。
竹岡会長	書いてあるから、あとのところではちょっと省略した書き方になっても良く分かるのではないかと、というような考え方ではないのでしょうか。何度も同じ文章を繰り返すことは、あまり文章としては上手ではありませんので、この程度のこと、分かるんじゃないのでしょうか。決して書いていないことはないんです。
事務局	環境の保全と創造という言葉でございますが、これは第2条の前回議論いただきました、整備のところ、第2条第5号のところに環境の保全と創造という定義を、あえてさせていただいております、ここには、より環境への負荷の少ない循環を基準とした、人と自然が共生する持続的発展が可能なまちづくりを目指し、健全で豊かな環境の保全と潤いのある快適な環境を回復・再生していくことをいう、としております、そういった意味で、条文全体につきまして環境の保全と創造という言葉、定義をして統一して採用しておりますので、黒田委員のおっしゃった趣旨は、そこで十分反映できているのではないかと考えております。
黒田委員	8ページの一番下の「市と協力して」という言葉があるんですが、ずっと協働と参画という言葉が使われていて、ここだけ協力という言葉になっているので、「協働」でいいのではないかなと思っています。
竹岡会長	それは「協働」でいいと思います。
黒田委員	同じ8ページの、8番の「財政・経済的措置」の文章なんですが、上3行だけでもいいのではないかなと思うんですが。
西田委員	下の3行は、事業者とか市民が、そういう環境への運動とか行動をする場合の経済的なことだと、はっきり明記していると私は思っていますので、それははっきりとこうしていた方が、事業者とか一般市民の人には、はっきりしていいんじゃないかなと思いますけど。
竹岡会長	後半も主語は市になっておりますね。
西田委員	前半の3行は、市が環境に関する要請を行う場合の経済的措置であって、下の3行は事業者とか市民が環境に関する行動をするときの経済的な助成とか負担ですかね、それははっきりと下3行で明記しているわけですから、市民にとってはこういうことがちゃんと明記されている方がいいんじゃないかなと思います。
和田副会長	明記されている方が措置しやすいということですね。
竹岡会長	その3行を残すとしても、後半3行の「必要があると認めるときは、経済的な助成もしくは経済的負担」のところ、これも「経済的に助成し、若しくは経済的負担を求める等必要な措置」と、こういうふうに文章を整えた方がいいかなと思いますね。 7の規制措置の最後の行、「必要に応じて、利害関係者と協議しおよび指導」、この「および」はいいですね。それと、チェックの修正ですが、8ページの一番下、先ほど黒田委員のおっしゃった、「市と協力して」これは、「働」とします。「環境の保全と創造に関する知識の普及、行動の促進」と、こういうふうにして

審 議 経 過

和田副会長	<p>ください。</p> <p>文言では5ページの③のところ、「および」というのは読みづらいですね。「施策を総合的に調整し、推進する」と。「および」が入ってくるとつながりにくいので、「および」は取った方がいいと。5ページの真ん中あたり、③のところです。</p>
竹岡会長	<p>「および」はいりませんね。3の(1)市の責務の③のところ。最後の方、施策を総合的に調整し、次のおよびはいらない。「推進するため」と、これでちゃんとした日本語になると思います。</p>
小堀委員	<p>言葉の語尾ですが、8ページの「7 規制的措置」の一番最後、「助言をするものとしします」となっているんですね。例えば9ページの一番上、「普及に努めるものとする」というようになっているんですが、「するもの」と「する」で、全部統一していただいたらどうなのかなと思いました。</p>
竹岡会長	<p>これはどうですか。答申文として、話し言葉に書く方がいいのか、文章語としてまとめるのがいいのか。慣例としてはどちらでしょうか。</p>
事務局	<p>ご指摘のとおり、語尾が乱れているところがございますので、揃えさせていただきます。</p>
真砂委員	<p>「13の推進および調整体制の整備」、これは言葉の問題ですけれど、「市は、市民、事業者および民間団体および市等が」となってますでしょ。これはちょっと日本語がおかしいですね。「市は、市民、事業者および民間団体などと共に」という類なものを入れたら。</p> <p>それと、その上の審議会ですね、「市長に意見を述べることができます。そのため、審議会は専門部会を持つことができるものとしします」の、「そのため」はちょっとおかしいですね。</p>
竹岡会長	<p>10ページの(2)のところの、3行目、「市長に意見を述べることができます。そのため」の、「そのため」は消しましょう。</p> <p>13の「市は、市民、事業者および民間団体および市等」と書いてありますが、また市が出てくるので、「民間団体などと共に」と、こういうふうに訂正をなさってください。</p>
石津委員	<p>今の13のところですけども、2行目の「共同した行動等」というこの「共同」は、これでいいんですか。(真砂委員からも同意見有り)</p>
竹岡会長	<p>お二人の委員の方からそういう意見が出ておりますので、尊重いたしまして、もう一度申しますと、13の2行目、「相互の連携を深め、共同した」、その「共同」は協力の「協」と「働く」という言葉に変えたいと思います。</p>
北上委員	<p>今のところですが、協働に直したら、「共同した行動」よりも、「協働を推進するため」とした方がいいんじゃないですか。</p>
竹岡会長	<p>「相互の連携を深め、協働を推進するため」と、そういうふういたします。</p>
黒田委員	<p>一番最初の質問の確認なんですが、5ページの市の責務のところ。先ほども事務局の方で川西市民として自主的、積極的に参画、協働して以下の事項に取り組んでいく必要があるということがあるので、そこに集約されているんだというお話があったんですが、私が意見として言わせてもらったのは、(1)の</p>

審 議 経 過

	<p>市の責務として、市は、市民や事業者の協働と参画ができるように、努力をするべきだ、という市の責務をきちんと明確にして欲しいということは前回も言わせてもらったんです。その市の責務は、③総合的に調整し、推進するため必要な体制を整備しなければならないこと、という文言の中の意味するものとして、入っているというふうに認識をしていいかという、質問をさせてもらったんです。だから、市民としてではなくて、市の責務としてです。そのことだけ確認させてください。</p>
事務局	<p>ただ今のご質問ですが、市の責務、第4条で規定をさせていただいておりますが、別途、第17条の市民活動のところ、「市は、市民、事業者および民間団体が行う環境の保全と創造に資する自主的な活動が促進されるように必要な措置を講ずるものとする」というかたちで、市民活動が積極的に促進されるようにという規定を別途設けておりますので、委員ご指摘の趣旨については、そういうかたちで個別に反映されていると考えておりますが、いかがでしょうか。</p>
黒田委員	<p>反映されていれば結構です。</p>
竹岡会長	<p>最後の付帯事項、環境影響評価のところですね。市民に対する情報公開の問題を、どこかに入れてはどうかという西田委員のご意見がございましたが、このところ、どういうふうに入れましょうか。</p>
西田委員	<p>内容だけで、文章は考えていないんですが。こういう条例の書いてある内容を、自主的に市民の方に良く理解していただくと、そういうことを市として頑張っていっていただきたいというような内容を書いていただきたらと思います。</p>
竹岡会長	<p>西田委員のご意見は、お分かりになったと思いますけれども、その趣旨をなるべく生かしていただくような文章を、少し工夫して、最後の付帯事項のところにお書きいただきたいということでもありますので、ちょっと工夫をお願いいたします。</p>
真砂委員	<p>ここは戦略アセスのことがメインになるわけですね。最初の5行はそれで結構だと思いますが、「しかし、環境影響評価の条項を制定している他市」という、これは戦略アセスのことを言っているわけですから、いろいろ書かれてあるんですが、先に訂正文を言いますと、「環境影響評価の条項を制定している他市においても、まだ十分な対応ができておらず、現段階では実効性を確保するのが困難な実情であります」。次の3行は削除してですね、「現段階では」というところを、「そこで、市としても、その体制や実効性など、検討すべき課題が多いことに鑑み、今後とも」と続け、後は今、西田委員がおっしゃった文章が入ってというふうに思いますが。</p>
竹岡会長	<p>非常にすっきりした文章になると思います。真砂委員のご意見を入れて、文章を書き直していただきたいと思います。</p> <p>それでは、あらかた意見が出尽くしたようで、ようやく皆さんの何度にもわたります熱心なご審議の結果、最終的な答申案を作成することができるまで、こぎつけることができました。今日でました委員の方々の議論を反映させまして、最終的な答申案を作成したいと思っております。この作成案の答申につきましては、和田副会長と私とに、できれば後の作業をご一任いただきたいと思っておりますが、いかがでございましょうか。</p> <p>(異議なしの声)</p> <p>委員の皆様のご了承を得ましたものとして、答申案の最終的な作成にかからせ</p>

審 議 経 過

ていただきます。

何度もご審議をいただきまして随分お疲れになったと思いますが、今日はこれで会議を終了させていただきます。どうもありがとうございました。